

## 藤枝市自転車保険加入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自転車における交通事故の削減と静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年静岡県条例第55号）の施行に伴い、市民が点検整備された自転車を利用し、あわせて万が一事故が発生した場合のための保険加入の普及を図るため、赤色TSマーク付帯保険に加入する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の3に規定する普通自転車
- (2) 赤色TSマーク付帯保険 自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるTSマークに、賠償責任補償、傷害補償及び被害者見舞金が付帯されている保険

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、市内に住所を有し、かつ、この要綱の施行の日以降令和4年3月31日までの間に赤色TSマーク付帯保険に加入した者とする。ただし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、赤色TSマーク付帯保険に加入する際の点検、整備料金及び付帯保険加入料金とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて藤枝市自転車保険加入促進事業費補助金申請兼請求書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) TSマーク付帯保険加入書の写し
- (2) 領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 未成年者が所有する自転車に対する補助金の交付申請は、原則として当該未成年者の保護者又はこれに準ずる者が行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、藤枝市自転車保険加入促進事業費補助金交付決定及び確定通知書(第2号様式)により通知する。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されている者は、補助金の全額を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月1日から施行する。